

京田辺市公共施設等総合管理計画改訂(案)に係る パブリックコメント結果

- (1) 案件名 京田辺市公共施設等総合管理計画改訂(案)
(2) 募集期間 令和4年4月28日(木)から令和4年5月27日(金)まで
(3) 意見提出者 30名
(4) 意見の数 10件(同じ趣旨のご意見は、1件にまとめています。)
(5) 意見への対応内訳

対応区分	件数
計画に追加又は修正するもの(追加・修正)	1件
計画に趣旨を記載済みのもの(趣旨記載)	6件
計画の実施段階で参考とするもの(参考)	3件
その他	0件
合計	10件

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
1	<p>「2. 現状や課題に関する認識 (6) 品質から見た課題」「2 施設保全の実施方針 ⑤脱炭素化の推進」については、もっと積極的な表現をしてはどうか</p>	追加・修正	<p>31 ページ「2. 現状や課題に関する認識 (6) 品質から見た課題」及び 34 ページ「2 施設保全の実施方針 ⑤脱炭素化の推進」において、「公共施設等の長寿命化や更新にあたっては、<u>省エネ・再エネ設備の導入促進</u>など環境や景観に配慮した取組みを推進」を、「公共施設等の長寿命化や更新にあたっては、<u>ゼロカーボンシティの実現に向け高効率な省エネルギー設備への更新、断熱性能の向上、再生可能エネルギーの積極的な導入</u>など環境や景観に配慮した取組みを推進」として、文言を追加いたします。</p>
2	<p>複合型公共施設整備について、未だ基本構想が示されていない。建物規模、建設時期、ホール・生涯学習や図書館機能のほか、駅近の利便性からみて市庁舎からここに移る部局等、全体の構想について早急に開示されたい</p>	趣旨記載	<p>新たな複合型公共施設の整備においては、老朽化が進む中央公民館や中央図書館を含め、地域における他の施設整備とあわせて、効率的・効果的な管理運営手法について速やかに検討することとしており、その旨を 50 ページ「基本的な方針」において記載しています。</p>
3	<p>P35 中学校について、現 3 校は生徒数の極端なアンバランスが生じているので、現存校舎の整備にあたり、今後、中学校の校区変更・適正配置を考慮すること</p>	趣旨記載	<p>中学校施設については、「京田辺市学校施設長寿命化計画」における第 2 期（令和 8 年度から令和 12 年度）計画策定時において、地域状況に応じた対応（児童生徒数の変化及び大規模開発による地域的な偏在への対応）等について検討を進めることとしており、そ</p>

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
			の旨を 36 ページ「基本的な方針」において記載しています。
4	P51 野外活動センターについて、アウトドア志向が高まっている昨今、子どもから高齢者まで市民が誰でも利用出来る公共性の高い施設への転換を希望する。	趣旨記載	野外活動センター施設については、アウトドア・スポーツの拠点及び自然環境の学習の場として、利用要件の見直し等により多くの人が利用できるような施設とする方向で検討することとしており、その旨を 51 ページ「基本的な方針」において記載しています。
5	P59 配水池について、耐震性が無い配水池が列挙されているが、高地にあるこれら施設の地震時の安全性は検討されているか。	趣旨記載	配水池については、「京田辺市水道ビジョン」及び「京田辺市水道事業経営戦略」に基づき、計画的な保全、長寿命化、耐震化、更新等を進めることとしており、その旨を 60 ページ「基本的な方針」において記載しています。
6	P21 橋梁について、市内で老朽化が心配されている橋梁が多い。特に人口が多い田辺地区の馬坂川・防賀川の落橋対策について点検・調査されているか	趣旨記載	橋梁については、「京田辺市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的な保全・更新を行い、日常点検、劣化箇所の早期発見、早期対応に努めており、その旨を 54 ページ「現状と課題」において記載しています。点検では、橋台等の構造物の状態を調査し、その結果（健全性の診断）は、下表に区分されますが、馬坂川・防賀川の橋梁は、全て、落橋等の道路橋の機能に支障が生じていないとされる、区分Ⅰまたは区分Ⅱと

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方															
			<p>なっております。</p> <p>判定区分</p> <table border="1" data-bbox="1243 395 2011 863"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1243 395 1435 435">区分</th> <th data-bbox="1435 395 2011 435">状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1243 435 1301 523">I</td> <td data-bbox="1301 435 1435 523">健全</td> <td data-bbox="1435 435 2011 523">道路橋の機能に支障が生じていない状態。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 523 1301 651">II</td> <td data-bbox="1301 523 1435 651">予防保全段階</td> <td data-bbox="1435 523 2011 651">道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 651 1301 738">III</td> <td data-bbox="1301 651 1435 738">早期措置段階</td> <td data-bbox="1435 651 2011 738">道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 738 1301 863">IV</td> <td data-bbox="1301 738 1435 863">緊急措置段階</td> <td data-bbox="1435 738 2011 863">道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。</td> </tr> </tbody> </table>	区分		状態	I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
区分		状態																
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。																
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。																
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。																
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。																
7	<p>現状でも保有施設が不足気味であることから、保有施設の維持をお願いしたい。小中学校の施設などの複合化などで更新を図るとともに、全世代への利用性の拡大や部活動の外部委託など教育システムの課題解決と合わせた施設の有効活用を考慮すべき。</p>	趣旨記載	<p>小中学校施設については、地域の実情に応じた学校施設のあり方について検討する必要があると認識しており、「京田辺市学校施設長寿命化計画」における第2期（令和8年度から令和12年度）計画策定時において、地域状況に応じた対応（児童生徒数の変化及び大規模開発による地域的な偏在への対応）等について検討することとして、その旨を35ページ「基本的な方針」において記載しています。</p>															

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
8	<p>学校施設について、施設全体の約半分が学校施設であると共に、今後の改修においても、多大なコストが掛かる施設であり、子どもたちの安全性を保ちながらも、市民活動拠点として開放すべきではないか。</p> <p>また、（学校）施設の活用を将来に亘って更に市民に開放し健康の維持、促進の為のスポーツ、又災害時の緊急避難場所として市民の利活用を図るため、施設の維持管理、改善（冷暖房設備等）を市民部局に移管する事でより柔軟な運営をすべき。</p>	参 考	<p>学校施設については、市民の方々の生涯学習やスポーツ等の活動の場として、体育館やグラウンドを利用させていただき学校開放事業を実施しているほか、災害等の避難場所として指定がされているところです。</p> <p>なお、地方行政の組織及び運営に関する法律により、学校の用に供する施設は、教育委員会が管理するものとされています。</p>
9	<p>中部住民センター使用料を維持してほしい。</p> <p>また、使用料金の減免措置について、現状維持してほしい</p> <p>※同じ趣旨のご意見が計27件あったため、まとめて概要を記載しています。</p>	参 考	<p>「第5章 公共施設等の管理に関する基本方針」のうち「3 施設運営等の実施方針」において記載のとおり、施設の利用料金などの適正化を検討することで効率的な施設運営を目指すこととしています。</p> <p>これを踏まえ、各施設においては、施設の設置目的に照らして、利用状況や利用実態、施設の維持管理経費等を精査し、受益者負担の考え方のもと、引き続き利用料金の適正化を進めていきます。</p>
10	P49 中央公民館について、耐震強度の無い公民館を現状のまま市民利用を続けて行くので	参 考	中央公民館施設については、昭和49年度に建築され老朽化が進んでおり、将来的には市中部の新たな複合

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
	はなく、応急的な対策が必要ではないか		型公共施設への複合化を予定していますので、大規模な改修は予定しておりません。 一方で、利用者の安全確保は必要不可欠であり、施設の劣化状況等を踏まえ、安全対策を着実に進めています。

問い合わせ先 企画政策部企画調整室

電 話 0774-64-1310

Eメール kikaku@city.kyotanabe.lg.jp